

議案第28号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「第11条及び第12条」の次に「、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程」を加え、「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第13条」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第13条、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程」に改め、同条第3号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第3項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は同条第1項の規定に基づき任命権者が定める規程」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとすることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。